



2025年4月14日

千葉県市川市長 田中 甲 様

団体名: NPO 法人ラムサール・ネットワーク日本  
共同代表 永井 光弘



## 「三番瀬塩浜地区の人工干潟造成計画についての市川市回答」 に対する返書

冠省

「三番瀬塩浜地区の人工干潟造成計画についての質問書」<sup>※1)</sup>への2025年2月20日付回答<sup>※2)</sup>を拝受しました。ご多忙のなかご回答ありがとうございます。

しかし、何れに回答においても、当方の質問に正面から答えていただけず、大いに失望しております。以下、この機会に回答毎に当会の意見を述べますので、参考にしてください。

### 回答1について

質問書は前段で三番瀬塩浜地区の人工干潟造成計画(以下、本計画)地を含む猫実川河口域が極めて重要な自然の湿地、なかでも浅海域であることを述べたうえで各質問をしています。質問1では、ラムサール条約決議VIII.16「湿地再生の原則とガイドライン」<sup>★1</sup>や環境省の「藤前干潟における干潟改変に対する見解」<sup>★2</sup>などを示して、湿地の再生あるいは創出が自然湿地の喪失に置き換えられるものではないことが現在の国際的な到達点であることを述べました。本計画はそうした共通認識に反するのではないかという意味を込めて、本計画が自然保護に資するとする根拠を具体的に示すよう問うたものです。しかるに、回答は、ラムサール条約の考え方に対してとくに答えず、「かつてあった良好な環境を再生しようとするもの」として計画を正当化しています。

しかし、本計画は新たな浅海域の埋め立てであって、かつてあった良好な環境を再生するものではありません。第一期埋め立て前のかつてあった健全な干潟と、航路浚渫土(へ

ドロ)を投入する人工造成地とは明らかに異なります。

回答にある「埋立事業の影響等で海底が貧酸素状態となっていること」は事実ですが、それは主に水深が深い港や航路であって、モニタリング調査の図3<sup>★3</sup>では本計画地の滯筋にあたる測線②40mの値と沖側に引いた測線②200mおよび測線②500mの値は春夏期で 5.0mg/L 前後でほぼ変わらないことが示されています。すなわち、階段状護岸前の滯筋は貧酸素だから人工干潟を造成して貧酸素を解消するという理屈は成立しません。

## 回答2について

質問2では、千葉県が同じく猫実川河口域で計画していた人工干潟造成事業を2016年に中止したことを引き合いに市川市の姿勢を問いました。千葉県が事業中止した理由は「自然環境再生への効果は限定的で、多額の整備費や管理費を要することが明らかになった」でしたが、当然市川市の計画にも当てはまるはずで、そのうえでなお本計画が優れているとする判断根拠を問うたものです。しかし、回答は、モニタリング調査を実施し注視していくとするばかりで、本計画が優れていると判断する根拠が何ひとつ示されていません。

## 回答3について

質問3では、投入された浚渫土の周辺海域への流出を懸念し、本計画が自然保護に資するとは到底考えられないと述べて、市長の見解を問うたものです。

しかし、ここでも「回答2と同様の回答とさせていただく」として、問いに答えていただけませんでした。市のウェブサイトには懸念を払拭する説明が何もありません。モニタリング調査を名目として懸念が払拭されないまま事業を進めていくことは好ましくありません。

## 回答4について

質問4では、本計画の目的である「市民が海に直接触れられる憩いの場の創出」について、江戸川放水路の河口に広がる自然干潟があることを示して、それでもなお本計画を進める理由を問いました。

「かつて干潟が広がっていたこの場所で行うことに意義がある」との回答でしたが、回答1への見解で述べたとおり本計画は「海と陸の連続性を回復しかつてあった良好な干潟環境を再生することにはならないのであって、そうである以上本計画地で行う意義は見出せません。むしろ、公園化され既に憩いに場になっているこの場所においては、塩浜親水事業パネル展のウェブサイトで紹介されたような三番瀬の原風景やその後の埋め立ての経緯、猫実川河口域に広がる浅海域の重要性を解説するパネル展示などを行う方が、三番瀬の豊かな環境を次世代に引き継ぐための環境教育に相応しいです。その上で、市民が海に直接触れられる場としては江戸川放水路の河口部の広大な干潟を活用すべきです。

## 回答5について

質問5では、「人工干潟ではなく、自然環境を大切にしたい三番瀬の環境整備に努めたい」とした市長選公約を反故にして2025(令和7)年度には事前覆砂を始めることに対して、ラムサール条約決議の該当部分<sup>★4</sup>を示しながら、それは民意に反するのではないか、市民の意見をよく聞くべきではないかと問いました。

しかし、回答は「様々な会議体で広く意見を聞いた」「塩浜親水事業パネル展を開催して市民から直接意見を伺う機会を設けた」とするばかりで、聴取した意見の内容は明らかにされていません。昨年9月の報道記事<sup>※3)</sup>によれば、本計画の事業費は3.5億円から7.5億円という試算が明らかにされていますが、千葉県は同規模の人工干潟造成計画で7.7億～9.3億円という整備費試算を出し、「干潟を維持することと生き物の定着を両立させることは困難」として計画を断念しているのです。市川市の本計画予算は行政効果が明らかでない出費であり、市川市民の理解が得られるとは思えません。ただ「市民から意見を聞く機会を設けた」というだけでは、公約違反の行政を進める理由にはなりません。

以上のとおり、貴市の回答によっても本計画が湿地(浅海域)を埋め立てる根拠は見いだせず、ラムサール・ネットワーク日本としては2025(令和7)年度に予定されている本計画の事前覆砂を凍結し、千葉県に倣って事業を断念するよう市川市に求めます。

以上

### (出典および参考)

※1 三番瀬塩浜地区の人工干潟造成計画についての質問書

<https://x.gd/v7VBI>

※2 「三番瀬塩浜地区の人工干潟造成計画についての質問書」への回答

<https://x.gd/61dlb>

※3 朝日新聞記事(2024年9月5日)

<https://digital.asahi.com/articles/ASS944JMJS94UDCB001M.html>



## 【市川市回答】

回答 1 : 埋立事業の影響等で海底が貧酸素状態となっていることや、干潟面積が減少していること等から、本事業によりかつてあった良好な環境を再生しようとするものです。

回答 2 : ①干潟の維持については、令和 7 年度に行う事前覆砂の結果から検証し、また、生物の定着状況については、モニタリング調査を実施し注視していきます。

※詳しくは市公式ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/gyo08/0000439865.html>

②費用については、最小限に抑えるよう努めます。

回答 3 : 回答 2 ①と同様の回答とさせていただきます。

回答 4 : 本事業は、海と陸との連続性の回復や漁場を含めた海の再生を、かつて干潟が広がっていたこの場所で行う意義があるものと考えています。また、明石市の事故につきましても当然把握しております。

## 【補足資料】

★ 1 ラムサール条約決議Ⅷ. 1 6「湿地再生の原則とガイドライン」の附属文書「湿地再生の原則とガイドライン」1 2 では、「定量的データも主観的評価も、現時点で利用できる再生技術で人の手が入らない自然生態系の状態に匹敵するものを創出した事例はほとんどないことをはっきりと示している」と指摘し、本文のパラグラフ 1 0 において「全ての締約国に対して、湿地の再生あるいは創出が自然湿地の喪失に置き換えられるものではないことを認識することを求める」としています。本計画地は重要な自然の浅海域であり、人工的に浚渫土を入れることは上記ガイドラインに反します。

[https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/ramsar/COP8/res\\_16.pdf](https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/ramsar/COP8/res_16.pdf)

★ 2 環境省「藤前干潟における干潟改変に対する見解について（中間とりまとめ概要）」で、「価値の高い自然がある場合は、自然本来の姿 をとどめることがまず最優先されなければならない」と指摘しています。

<https://www.env.go.jp/press/828.html>

★ 3 塩浜親水事業に伴うモニタリング調査 報告書（概要版）の図 3  
（別配布参照）

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/common/gyo08/file/0000471348.pdf>

★ 4 ラムサール条約決議Ⅷ. 1 6「湿地再生の原則とガイドライン」附属文書「湿地再生の原則とガイドライン」1 5 には、「湿地再生は、地域社会の利害関係者や、事業からは 地理的に離れていても事業からの影響を受ける利害関係者、例えば下流域に住む 人々が参加する公開された過程でなければならない。対象地内外の地域社会、先住民族、企業の利害を含む様々な分野に及ぶ全ての利害関係者が、湿地再生事業の最も初期の検討段階に始まり、事業実施の間中、そして長期間に及ぶ管理体制作り（スチュワードシップ）に渡って十分に参加できるようにすべきである」とあります。本計画は多額の公的予算を必要とすることからすべての市川市民は利害関係者であり、意志決定に必要な情報を公開し、その意見を尊重しなければなりません。

[https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/ramsar/COP8/res\\_16.pdf](https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/ramsar/COP8/res_16.pdf)